

◆会員証について

令和元年5月に会員証が新しくなりました。

(表)



(裏)



新しい会員証は、会員本人の情報のみ記載しております。

会員氏名に変更がある場合は、当互助会へ会員証を提出してください。

新たに会員証を発行します。

また、これまで被扶養者の認定・取消がある場合も会員証の提出をお願いしていましたが、被扶養者欄を廃止したため、提出は不要となりました。

◆「会員証割引事業」について

平成30年4月1日から全国の教職員互助団体が加盟する全国教職員互助団体協議会が主体となり、会員が会員証を提示すると施設等の割引が受けられる「会員証割引事業」を実施しています。

当互助会では、スマートフォンの画面で会員証を表示する「モバイル会員証」で対応しています。また、一般財団法人青森県教育厚生会に加入している方には、会員証が送付されています。どちらもサービス内容は同じです。

詳細は専用のホームページから、下記の団体IDとパスワードを入力してご覧ください。

<http://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com>



【団体ID】 112

【パスワード】 a o m o r i



北は北海道・南は沖縄まで、日本全国さまざまなジャンルの施設のサービスが受けられます。

お出かけ前に一度チェックしてみたいはいかがですか？